

自己資本の構成に関する開示事項(2022年12月末・連結)

(単位:百万円、%)

CC1: 自己資本の構成(連結)					
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ	
		2022年 12月末	2022年 9月末	別紙様式 第十一号 (CC2)の参照 項目	
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目(1)					
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額	6,326,664	6,339,504		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	4,015,219	4,015,219		
2	うち、利益剰余金の額	2,311,445	2,324,285		
26	うち、外部流出予定額(△)	-	-		
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	△1,018,158	△900,531		
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,308,506	5,438,973		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目(2)					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	41,496	41,064		
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	2,937	3,041		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	38,559	38,023		
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1,031	975		
11	繰延ヘッジ損益の額	75,089	119,526		
12	適格引当金不足額	-	5,620		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		
15	退職給付に係る資産の額	87,052	86,967		
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額	-	-		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額	-	-		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	26,827	-		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-		
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	26,827	-		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-		
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
27	その他 Tier1 資本不足額	-	-		
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	231,497	254,154		
普通出資等 Tier1 資本					
29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,077,008	5,184,818		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目(3)					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-	48,378	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	1,316,972	1,316,972	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	4,295	4,239		
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
33	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-		
35	うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,321,267	1,369,589		
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-		
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	59,251	58,388		
42	Tier2 資本不足額	-	-		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	59,251	58,388		
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	1,262,015	1,311,201		
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	6,339,024	6,496,020		

自己資本の構成に関する開示事項(2022年12月末・連結)

(単位:百万円、%)

CC1: 自己資本の構成(連結)				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2022年 12月末	2022年 9月末	別紙様式 第十一号 (CC2)の参照 項目
Tier2 資本に係る基礎項目(4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-	-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-	-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	173	168	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	4,630	512	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	720	512	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	3,909	-	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	4,803	681	
Tier2 資本に係る調整項目(5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	4,803	681	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	6,343,828	6,496,701	
リスク・アセット(6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	37,267,915	41,158,672	
連結自己資本比率及び資本バッファ(7)				
61	連結普通出資等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	13.62%	12.59%	
62	連結 Tier1 比率((ト)/(ヲ))	17.00%	15.78%	
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	17.02%	15.78%	
64	最低連結資本バッファ比率	3.05%	3.01%	
65	うち、資本保全バッファ比率	2.50%	2.50%	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	0.05%	0.01%	
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率	0.50%	0.50%	
68	連結資本バッファ比率	9.02%	7.78%	
調整項目に係る参考事項(8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	169,303	183,530	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	41,622	27,535	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	510,383	504,098	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(9)				
76	一般貸倒引当金の額	720	512	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	3,174	2,578	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	195,786	216,176	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(10)				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	